

## 役員及び評議員等に対する報酬の基準

区 分	基 準	報 酬 額
理事長	職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(50時間とする。)を乗じて得た額。	月額 90,000円
理 事	職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(3時間とする。)を乗じて得た額。	日額 5,000円
監 事	【監事監査等への出席】 職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(6時間とする。)を乗じて得た額。	日額 10,000円
	【会議等】 職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(3時間とする。)を乗じて得た額。	日額 5,000円
評議員	職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(3時間とする。)を乗じて得た額。	日額 5,000円
評議員選任・解任委員	職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(2時間とする。)を乗じて得た額。	日額 3,000円
苦情解決第三者委員	職員給与規程第4条別表第1中、5級1号給の額を月平均所定勤務時間数(160時間)で除して得た額に、標準従事時間(2時間とする。)を乗じて得た額。	日額 3,000円

(注) 上記報酬額の算定において、最終の算定額の1,000円未満は切り捨てとする。